

**改正**

平成21年3月31日規則第8号

平成23年3月31日規則第10号

平成26年3月31日規則第17号

平成29年3月31日規則第9号

平成31年3月29日規則第11号

平成31年3月29日規則第16号

兵庫県立生活創造センター管理規則をここに公布する。

兵庫県立生活創造センター管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号。以下「条例」という。）第10条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立生活創造センター（以下「生活創造センター」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休業日等)

**第2条** 生活創造センターの休業日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 兵庫県立神戸生活創造センター（以下「神戸生活創造センター」という。）

ア 毎月第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日

(2) 兵庫県立東播磨生活創造センター（以下「東播磨生活創造センター」という。）

ア 毎月第3日曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日

(3) 兵庫県立丹波の森公苑（以下「丹波の森公苑」という。）

ア 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 知事は、丹波の森公苑のアトリエの利用期間については、前2項の規定にかかわらず、休業日を含めて条例第5条の許可をすることができる。

(開業時間)

**第3条** 生活創造センターの開業時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 神戸生活創造センター及び東播磨生活創造センター 9時から21時まで(日曜日及び休日にあつては、9時から17時30分まで)

(2) 丹波の森公苑 9時から22時まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開業時間を変更することができる。

(遵守事項)

**第4条** 生活創造センターに入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。

(3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 利用の許可が必要とされている生活創造センターの施設を許可なしに利用しないこと。

(5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

(6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。

(7) 生活創造センターの施設に特別の設備、装飾等をしないこと(第9条第1項の規定により知事の承認を受けて行う場合を除く。)

(8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。

(9) 前各号に掲げる事項のほか、生活創造センターの管理上必要な指示に従うこと。

(入場の拒否等)

**第5条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(利用の許可の申請)

**第6条** 条例第5条の規定により生活創造センターの施設を利用しようとする者は、兵庫県立生活創造センター利用許可申請書(様式第1号)又は兵庫県立生活創造センター利便施設事業申請書(様式第2号)(以下これらを「利用許可申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 兵庫県立生活創造センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 兵庫県立生活創造センター利用許可申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 神戸生活創造センターの研修室、調理室及び練習室、東播磨生活創造センターの会議室、研修室、創作室、練習室及び音楽室並びに丹波の森公苑の多目的室、創作室、会議室、研修室及び和室を利用する場合 利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日

(2) 神戸生活創造センターの美術展示室、東播磨生活創造センターの美術展示室並びに丹波の森公苑のホール、練習室兼楽屋、楽屋、アトリエ、多目的グラウンド及びテニスコートを利用する場合 利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日

4 利用許可申請書の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(利用の許可の基準)

**第7条** 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 生活創造センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、生活創造センターの管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

**第8条** 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、条例第5条の許可を決定したときは、兵庫県立生活創造センター利用許可書(以下「利用許可書」という。)を当該申込みをした者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、生活創造センターの管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等設置の承認等)

**第9条** 条例第5条の許可を受けた生活創造センターの施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

**第10条** 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立生活創造センター利用内容変更承認申請書(様式第3号。以下「利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(利用料金の基準額)

**第11条** 条例別表の規定による規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(管理)

**第12条** 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第9条第3項本文及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第8条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行うものとする。ただし、第2条第1項第1号イ、第2号イ及び第3号イの規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

(補則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、生活創造センターの管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の部の規定は、同月15日から施行する。

(兵庫県立丹波の森公苑管理規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 兵庫県立丹波の森公苑管理規則(平成8年兵庫県規則第18号)

(2) 兵庫県立神戸生活創造センター管理規則(平成12年兵庫県規則第44号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の兵庫県立丹波の森公苑管理規則又は兵庫県立神戸生活創造センター管理規則によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

**附 則**(平成21年3月31日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。(後略)

**附 則**(平成26年3月31日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

**附 則**(平成29年3月31日規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**(平成31年3月29日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条から第8条までの規定、第9条中兵庫県立生活創造センター管理規則別表3の部の改正規定、第11条及び第13条から第18条までの規定、第19条の規定(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則別表第3試験機械の款波長分散型蛍光エックス線分析装置の項の改正規定、同項の次に携帯型蛍光エックス線分析装置の項を加える改正規定、同款自動炭素硫黄分析装置の項、液体クロマトグラフの項及びペプチド・糖類分取システムの項を削る改正規定、同款食品物性評価装置の項の次に全自動アルコール分測定装置の項を加える改正規定並

びに同款ウェザオメータの項を削る改正規定を除く。)並びに第20条から第27条までの規定 平成31年10月1日

(3) 第9条中兵庫県立生活創造センター管理規則第6条第3項第1号及び第2号の改正規定 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第12号)の施行の日

**附 則** (平成31年3月29日規則第16号)

この規則は、兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第12号)の施行の日から施行する。

**別表** (第11条関係)

1 神戸生活創造センターの附属設備の利用料金に係る基準額

附属設備	基準額
電子ピアノ	1台につき2,000円

2 丹波の森公苑のホール又は多目的グラウンドを平日に利用する場合の利用料金に係る基準額

区分	基準額					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
ホール	13,000円	17,000円	20,000円	30,000円	37,000円	50,000円
多目的グラ ウンド	1時間につき 600円					

3 丹波の森公苑の附属設備の利用料金に係る基準額

附属設備	基準額
舞台設備	
所作台	1式につき 10,000円
平台	1枚につき 200円
金びょうぶ	1双につき 2,100円
銀びょうぶ	1双につき 2,100円
鳥の子びょうぶ	1双につき 2,100円
松羽目	1式につき 2,600円
竹羽目	1式につき 2,600円
鳥屋囲	1式につき 1,000円

音響反射板	1 式につき	4,200円
指揮台・指揮譜面台	1 式につき	300円
演奏者用譜面台	1 台につき	50円
譜面灯	1 台につき	50円
演台	1 台につき	500円
花台	1 台につき	200円
落語用見台	1 台につき	200円
司会者台	1 台につき	300円
地がすり	1 式につき	5,200円
緋(ひ)毛せん	1 枚につき	200円
上敷き	1 枚につき	200円
バレエ用シート	1 式につき	500円
長座布団	1 枚につき	100円
並座布団	1 枚につき	100円
紅白幕	1 式につき	1,900円
紗(さ)幕	1 枚につき	2,100円
一文字看板	1 台につき	400円
舞台用階段	1 台につき	200円
舞台用机	1 脚につき	200円
舞台用椅子	1 脚につき	100円
折り畳み椅子	1 脚につき	50円
ベース用椅子	1 脚につき	100円
人形立	1 本につき	100円
めくり台	1 台につき	100円
移動式白板	1 台につき	200円
花瓶	1 台につき	500円
表彰盆	1 台につき	100円
白布	1 枚につき	100円
蹴込み	1 枚につき	50円

	雪籠	1 台につき	500円
	前舞台	1 式につき	8,400円
	オーケストラピット	1 式につき	8,400円
楽器	グランドピアノ	1 台につき	8,400円
	大太鼓	1 台につき	1,000円
音響設備	エレベータマイク装置	1 式につき	1,500円
	3 点つりマイク装置	1 式につき	3,200円
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台につき	700円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1 台につき	800円
	カセットテープレコーダー	1 台につき	700円
	跳ね返りスピーカー	1 台につき	700円
映写設備	多目的プロジェクター	1 式につき	10,000円
	スクリーン	1 台につき	2,100円
照明設備	Aセット	1 式につき	5,200円
	ボーダーライト	2 列	
	シーリングスポットライト	1 列	
	天井反射板ライト 1 式又はサ	3 列	
	スペンションスポットライト		
	Bセット	1 式につき	12,000円
	ボーダーライト	2 列	
	シーリングスポットライト	1 列	
	天井反射板ライト 1 式又はサ	3 列	
	スペンションスポットライト		
フロントサイドスポットライ	1 式		
ト			
アッパーホリゾントライト	1 列		
ローアホリゾントライト	1 列		
カラーフィルター	1 式		
	ピンスポットライト	1 台につき	2,100円



	フロントサイドスポットライト	1 式につき	2,100円
	プロセニウムライト	1 列につき	2,100円
	アッパーホリゾントライト	1 列につき	2,100円
	ローアホリゾントライト	1 列につき	2,100円
	ストリップライト	1 本につき	100円
	ディスクマシン	1 台につき	2,100円
	スライドキャリア	1 台につき	2,100円
	スパイラルマシン	1 台につき	2,100円
	オーロラマシン	1 台につき	1,500円
	波マシン	1 台につき	1,500円
	ストロボ	1 台につき	1,500円
	ミラーボール	1 台につき	1,500円
	星球	1 組につき	2,100円
	カラーフィルター	1 枚につき	50円
その他	スモークマシン	1 台につき	2,100円
	ドライアイスマシン	1 台につき	2,100円
	持込み電気器具用コンセント	1 キロワットにつき	300円

備考 1 ピアノの調律は、利用者が行うこと。

2 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。

様式第1号（第6条—第8条関係）

兵庫県立生活創造センター利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....  
電話（ ） — 番

利 用 の 目 的	
利 用 の 日 時	年 月 日 時から （ 日 時間） 月 日 時まで
利用する施設の名称	
利 用 人 員	人
附 属 設 備	
備 考	

兵庫県立生活創造センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....  
電 話（.....）..... 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

兵庫県立生活創造センター利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

変更の内容	事項	変更前	変更後
	利用の目的		
	利用の日時	年 月 日 時から 月 日 時まで ( 日 時間)	年 月 日 時から 月 日 時まで ( 日 時間)
	利用する施設の名称		
	利用人員		
	附属設備		
	その他		
	備考		
変更の理由			